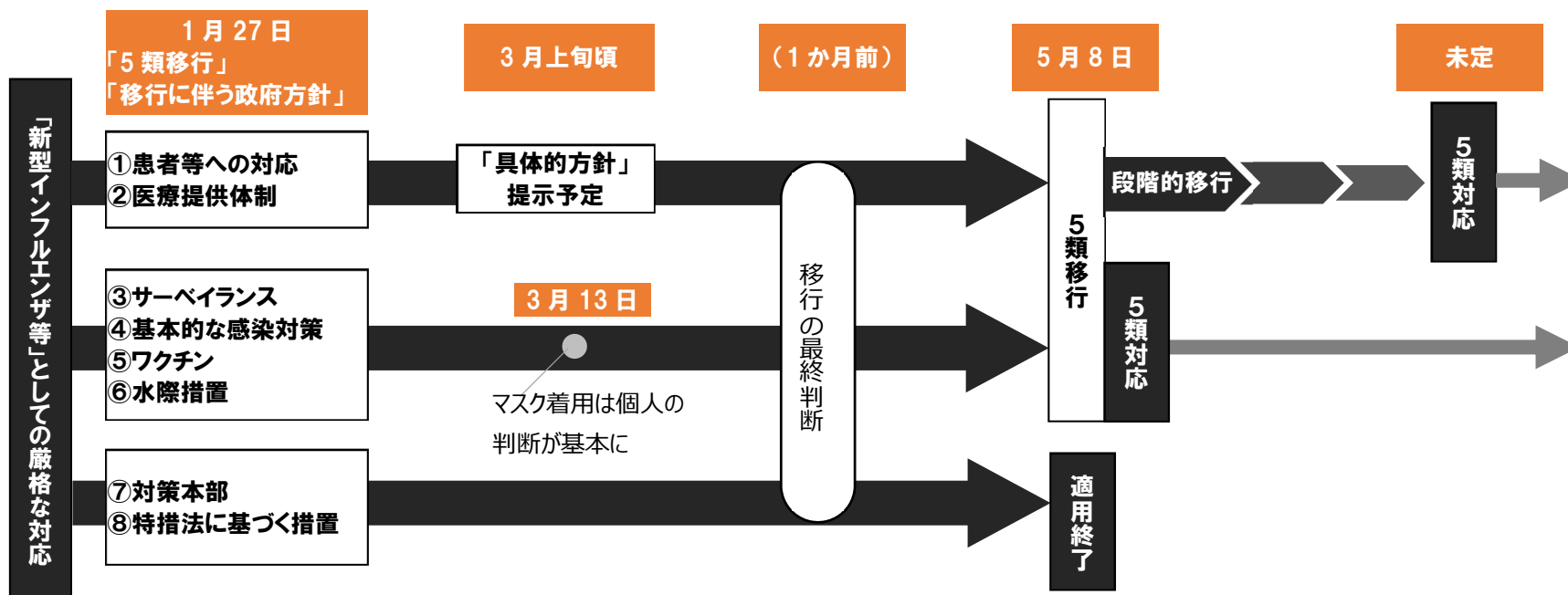


●政府の「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に関する対応方針」について

令和5年1月27日、政府は新型コロナウイルス感染症の感染症法上の類型を「令和5年5月8日に5類に位置付ける」ことを決定し、同日、位置づけの見直しに伴う「政府方針」を示した。「政府方針」の概要図は以下のとおりである。

※移行時期の1か月前に、感染状況等を見極めて最終決定

※厚生科学審議会感染症部会において、「今後は、季節性インフルエンザにおける診療体制を念頭に、医療体制等を構築していくことを目指すが、位置づけの変更後も、影響を緩和するための期間を設け、必要な準備を進めながら段階的な移行を行うべき。」との意見が示されていることに留意。



以下については、現在の感染状況での考え方であり、感染拡大時には、一時的に場面に応じた適切なマスクの着用を広く呼びかけるなど、より強い感染対策を求めることが想定される。

対策	全体（原則）
マスク着用	<p>★重症化リスクが高い者（高齢者、基礎疾患を有する方、妊婦等）への感染を防ぐための配慮を継続しながら、</p> <p>(1)新型コロナウイルス感染症対策におけるマスクについては、屋内では基本的にマスクの着用を推奨している現在の取扱いを改め、行政が一律にルールとして求めるのではなく、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本とし、政府は各個人のマスクの着用の判断に資するよう、感染防止対策としてマスクの着用が効果的である場面（※1）などを示し、一定の場合にマスクの着用を推奨する。</p> <p>※1 着用が効果的な場面の周知等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等重症化リスクの高い者への感染を防ぐため、マスク着用が効果的な下記の場面では、マスクの着用を推奨する。 ①医療機関受診時 ②高齢者等重症化リスクが高い者が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等への訪問時 ③通勤ラッシュ時等混雑した電車やバス（*）に乗車する時 <p>*【当面の取扱】 概ね全員の着席が可能であるもの（新幹線、通勤ライナー、高速バス、貸切バス等）を除く。</p> <p>(2)マスクの着用は個人の判断に委ねられるものであるが、事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めることは許容される。例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①感染対策上又は事業上の必要がある場合に、従業員に対し、マスクの着用を求めること、 ②客層や施設内の環境、感染状況等を踏まえ、顧客に対し、マスクの着用を求めること、 ③マスク見直し時期をまたぐ一連の催物において、混乱回避のため従前のマスク着用を求めること、 <p>等が考えられる</p> <p>（内閣官房事務連絡「「マスク着用の考え方の見直し等について」を踏まえた業種別ガイドラインの見直しについて」より）</p> <p>(3)マスクを着用するかどうかは、個人の判断に委ねることを基本とし、本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、個人の主体的な判断が尊重されるよう周知すること。</p> <p>(4)高齢者等重症化リスクが高い者が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等（※2）の従事者については、勤務中のマスクの着用を推奨する。</p> <p>※2 「高齢者施設等」は入所・通所・訪問系が対象で、障害福祉サービス事業所等（障害児・者を含む。）が含まれる。</p>

基本的感染対策	★マスク着用の考え方の見直し後であっても、引き続き、「三つの密」の回避、「人と人の距離の確保」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等の励行が求められている【継続実施】	
	(1) 「三つの密」の回避	「三つの密」の回避（業種別ガイドライン見直しのためのポイント）
	(2) 人と人との距離の確保	人と人が触れ合わない距離での間隔（業種別ガイドライン見直しのためのポイント）
	(3) 手洗い等の手指衛生	手指に付着したウイルスを洗い流すには、石鹸と流水による手洗いまたはアルコール消毒が有効（業種別ガイドライン見直しのためのポイント）
	(4) 換気	「機械換気による常時換気」または「窓開け換気（可能な範囲で二方向）」（業種別ガイドライン見直しのためのポイント）
	(5) 健康観察	有症状者の利用自粛の呼びかけ（業種別ガイドライン見直しのためのポイント）
	(6) 環境消毒	設備や物品等につき、業態を踏まえた適度の消毒を求める（業種別ガイドライン見直しのためのポイント）
	(7) パーティション	対面する場面などで、人と人の距離が確保できない場合等には、パーティションの設置による飛沫感染対策が有効（業種別ガイドライン見直しのためのポイント）
症状がある場合等の対応	★周囲の者に感染を広げないため、外出を控える。通院等やむを得ず外出をする時には、人混みは避け、マスクを着用する【継続実施】	
	(1) 症状がある者	【療養期間等の考え方：継続】 ●有症状患者 発症日から7日間経過し、かつ症状軽快後24時間経過した場合には8日目から解除可能（入院患者等は、発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合には11日目から解除可能） ●無症状患者 検体採取日から7日間を経過した場合には8日目に療養解除を可能 ●濃厚接触者の待機期間 原則として、感染者と接触した日を0日として翌日から5日間
	(2) 検査陽性の者	
	(3) 同居家族に陽性者がいる者	

船橋市における公共施設利用の基本的な基準（令和5年3月13日適用）

区分	内容
基本的な事項	定員の範囲で人と人が触れ合わない程度の距離を確保する
	可能な範囲で「機械換気による常時換気」または「窓開け換気（可能な範囲で2方向）」を行う
	各中央競技団体等のガイドラインを施設管理者等と利用者が共有し、感染対策を行う（参考：業種別ガイドライン（内閣官房ホームページ））
個人の予防策	手洗いまたはアルコール消毒による手指衛生を行う
	マスクの着用については、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねる
	咳エチケットを行う
	「三つの密」（①密閉空間、②密集場所、③密接場面）を回避する
利用前（自宅等）の確認事項	症状がある場合（以下①～③）は外出を控える
	① 原則37.0度以上の発熱がある場合 又は、37.0度未満でも平熱比が1度以上ある場合
	② 息苦しさ・強いだるさの症状がある場合
	③ 咳・咽頭痛などの症状がある場合
	※上記について、掲示物の確認等による自己点検を行う ※千葉県が特定都道府県（緊急事態宣言の対象区域に属する都道府県）に位置付けられた場合等は、団体利用時には市が作成した「施設利用者名簿」を作成し、施設へ提出するか、各団体が1か月間保管する

<基準の変更点>

船橋市における公共施設利用の基本的な基準（令和5年3月13日適用）

区分	内容
基本的な事項	<p>人との接触を避け、対人距離を確保する ガイドライン等において活動の際の具体的な対人距離等が示されている場合は、施設の求めに従うこと 定員の範囲で人と人とが触れ合わない程度の距離を確保する</p>
	<p>「三つの密」「①密閉空間②密集場所③密接場面」を避ける ※換気の出来ない部屋の利用は不可 可能な範囲で「機械換気による常時換気」または「窓開け換気（可能な範囲で2方向）」を行う</p>
	<p>飛沫感染防止のためマスクの着用を徹底する マスクを外しての会話や応援はしない（例）食事中や喫煙所での会話はしない</p>
	<p>各中央競技団体等のガイドラインを施設管理者と利用者が共有し、感染対策を行う （参考：業種別ガイドライン（内閣官房ホームページ））</p>
	<p>施設管理者不在の場合は利用不可 ※施設管理者等が活動内容に応じた履行確認を行う（追加事項、詳細は下記参照） ※利用者の健康状態を把握するため、名簿等を提出してもらい確認をすることで利用可能とする ※屋外施設については、管理者不在の場合でも利用可能とする</p>
個人の予防策	<p>手洗い・手指の消毒を徹底する ※手指消毒液がない場合は、石鹸を使用し手洗いを実施する 手洗いまたはアルコール消毒による手指衛生を行う</p>
	<p>マスクを着用する ※運動・スポーツ中の着用は利用者等の判断による ※熱中症を避けるため、夏場のマスク着用は強制しない（対人距離を確保すること） マスクの着用については、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねる</p>
	<p>咳エチケットを遵守する 咳エチケットを行う</p>
	<p>「三つの密」（①密閉空間、②密集場所、③密接場面）を回避する</p>
利用当日・利用前（自宅等）の確認事項	<p>以下の①～③に該当する場合は、入場制限あり 症状がある場合（以下①～③）は外出を控える</p>
	<p>①原則37.0度以上の発熱がある場合 又は、37.0度未満でも平熱比が1度以上ある場合</p>
	<p>②息苦しさ・強いだるさの症状がある場合</p>
	<p>③咳・咽頭痛などの症状がある場合</p>
	<p>※上記について、個人利用時には、掲示物等の確認による健康観察の実施または、施設の求める必要事項を各所定様式に記入し提出する また、団体利用時には市が作成した「施設利用者名簿」を作成し、施設へ提出するか、各団体が1か月間保管する ※上記について、掲示物の確認等による自己点検を行う ※千葉県が特定都道府県（緊急事態宣言の対象区域に属する都道府県）に位置付けられた場合等は、団体利用時には市が作成した「施設利用者名簿」を作成し、施設へ提出するか、各団体が1か月間保管する</p>

これまで屋外では原則不要、屋内では原則着用としていましたが

令和5年3月13日から

マスク着用は個人の判断が基本となります

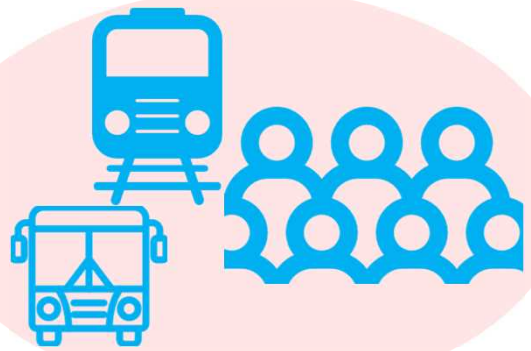
ただし、以下のような場合には注意しましょう

周囲の方に、感染を広げないために

マスクを着用しましょう



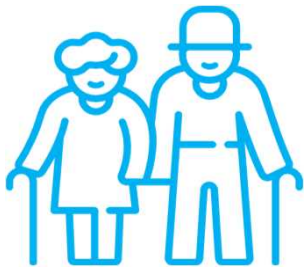
受診時や医療機関・
高齢者施設などを訪問する時



通勤ラッシュ時など混雑した
電車・バスに乗車する時

ご自身を感染から守るために

マスク着用が効果的です



高齢者



慢性肝臓病
がん
心血管疾患 など

基礎疾患を有する方



妊婦

重症化リスクの高い方が感染拡大時に混雑した場所に行く時

本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、
個人の主体的な判断が尊重されるよう、ご配慮をお願いします

※事業者の判断でマスク着用を求められる場合や従業員がマスクを着用している場合があります

利用者みなさまへ

施設をご利用の際は、以下のすべての項目に該当していることをご確認のうえ入館してください。

- 原則 37.0 度以上の熱が無い又は
37.0 度未満でも平熱を1度超過して
いない
- 息苦しさ、強いだるさの症状が無い
- 咳、咽頭痛などの症状が無い

施設をご利用いただくみなさまの安全を確保するため、ご協力をお願いいたします。【施設名】